

農業農村整備事業における「熱中症対策に資する現場管理費率の補正」試行要領

1 趣旨

本要領は、青森県が発注する農業農村整備事業の工事において、近年の夏季における猛暑日などの気象状況を考慮し、工事現場における熱中症対策に係る費用として現場管理費率を補正するにあたり、必要な事項を定めるものである。

2 用語の定義

(1) 真夏日

日最高気温が30以上の日をいう。

ただし、当面の間、新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防にあたり、「日最高気温が28以上の日」と読み替えて運用する。

(2) 工期

準備・後片付け期間を含めた工期をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

(3) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日} \div \text{工期}$

3 対象工事等

(1) 対象工事

主たる工種が屋外作業で「土地改良事業等請負工事積算基準」(平成5年2月22日付け5構改D第49号構造改善局長通知)及び「土地改良事業等請負工事積算基準(施設機械)」(平成12年3月24日付け12構改D第238号構造改善局長通知)を適用する工事を対象とする。

ただし、工場製作工を含む工事は当該期間を工期から除くものとする。

(2) 対象地域

県内の全地域を対象とする。

4 実施内容

(1) 施工計画書による協議

受注者は、熱中症対策に資する現場管理費率の補正を希望する場合は、施工計画書に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載するとともに、監督職員と協議する。

また、特記仕様書において施工計画書の提出が不要となっている工事については、工事打合簿等により協議する。

(2) 計測方法

施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温または環境省が公表している観測地点の暑さ指数(WBGT)を用いることを標準とする。

なお、WBGTを用いる場合は、WBGTが25 以上となる日を真夏日と見なす。
 ただし、これによりがたい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所
 以外の気象観測所で気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づいた気象観測方
 法により得られた計測結果を用いることも可とする。

(3) 計測結果の報告

施工計画書に基づき、計測結果の資料を監督職員に提出するものとする。

< 参考：運動に関する指針 >

気温 (参考)	暑さ指数 (WBGT)	熱中症予防運動指針	
35 以上	31 以上	運動は原則中止	特別の場合以外は運動を中止する。 特に子どもの場合には中止すべき。
31 ~ 35	28 ~ 31	厳重警戒 (激しい運動は中 止)	熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体 温が上昇しやすい運動は避ける。 10 ~ 20分おきに休憩をとり水分・塩分の補給を行う。 暑さに弱い人 は運動を軽減または中止。
28 ~ 31	25 ~ 28	警戒 (積極的に休憩)	熱中症の危険が増すので、積極的に休憩をとり適宜、水 分・塩分を補給する。 激しい運動では、30分おきくらいに休憩をとる。
24 ~ 28	21 ~ 25	注意 (積極的に水分補 給)	熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。 熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的 に水分・塩分を補給する。
24 未満	21 未満	ほぼ安全 (適宜水分補給)	熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要 である。 市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するの で注意。

暑さに弱い人：体力の低い人、肥満の人や暑さに慣れていない人など

(公財)日本スポーツ協会「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」(2019)より

5 積算方法等

(1) 補正方法

ア 現場管理費の補正は、受注者より提出された計測結果の資料をもとに、工期中の
 日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算する
 ものとする。なお、補正は変更契約において行うものとする。

$$\text{補正値}(\%) = \text{真夏日率} \times \text{補正係数}$$

イ 「冬期施工における現場管理費率の補正について」と重複する場合においては
 最高2%とする。

ウ 補正値及び真夏日率は、小数点以下3位を四捨五入して、2位止めとする。

(2) 補正係数

補正係数は、1.2とする。

6 附則

この要領は、令和2年7月1日以降公告又は指名通知する工事から適用する。

この要領は、令和2年8月1日以降公告又は指名通知する工事から適用する。ただし、令和2年7月1日以降公告又は指名通知した既契約工事においても、適用できるものとする。

この要領は、令和5年4月1日以降公告又は指名通知する工事から適用する。